

はじめに

- ・わが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う大きな下押し圧力に直面する中、政官民が一体となり、**経済の正常化とポスト・コロナ時代の双方を見据えて、デジタルトランスフォーメーション(DX)を強力に加速し、強靱な経済社会を構築することが求められる。**
- ・今次改正では、まずは**税制による企業活動の下支えを行いつつ、一刻も早い経済成長軌道への回復を図ることが重要。**併せて、中長期の潜在成長力の確保に資するDXの推進の観点から、**イノベーションの源泉の創出を強力に後押しすべき。**
- ・かかる観点から、**研究開発税制の延長・拡充、税務手続きのデジタル化・簡素化の更なる充実が極めて重要。****欠損金の繰越控除制度や来年度に評価替えを迎える固定資産税**についても、経済・企業の現況を考慮しつつ、所要の措置を講じることも重要。
- ・国際課税において、経済の電子化に伴う課税について、税負担と事務負担の両面に留意の上で、各国による制度・執行の協調を目指すべき。

令和3年度税制改正に関する提言

1. 法人税関係

(1) ポスト・コロナ時代を見据えた DX を通じた Society 5.0 の実装と強靱な経済社会の実現に向けた税制措置の整備

① 研究開発税制の延長・拡充

- 重要性を増すデジタル関連等の技術革新を通じた国際競争力の維持・向上と持続的な成長を目指す上で、以下の項目を実現すべき。
 - ・**総額型**について控除上限を法人税額の25%から30%へ引き上げ。繰越制度についての復活の検討。
 - ・クラウドサービス等を念頭に**自社利用ソフトウェアに係る試験研究費も研究開発税制の対象化。**
 - ・**オープン・イノベーション型(OI型)の適用要件の合理化・手続きの見直し。**
 - ・総額型における控除率10%超から14%までの部分、売上高試験研究費割合10%超の場合の上乗せ措置の延長。 等

② 設備投資・DX 減税

- 幅広い業種によるDXに資するソフトウェア(SaaS等の利用を含む)及び機械、装置等を含めた投資を税制上強力に後押しすべき。
 - ・AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、フィンテック、モビリティ等の各分野への税制措置
 - ・非対面・遠隔サービスを促進するシステム・設備に係る投資、防疫関連設備に係る投資等への支援措置
- 償却資産に係る固定資産税の抜本的な見直し(中小企業向けの特例を大企業にも適用拡大)。

③ 書面・押印・対面原則の抜本的な見直し(税務手続きのデジタル化・簡素化)

- **押印原則をゼロベースで見直した上で、租税条約に関する届出書、財形貯蓄の届出書等の税務手続きについて、デジタル化を推進。**
- **地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税等を早期に追加。電子帳簿保存法(帳簿書類の電子化・スキャナ保存)の抜本的な見直し。**
- 印紙税について、本来的には廃止すべき。

④ 事業再編の円滑化

- **株式対価 M&A**に係る株主の株式譲渡損益の繰延制度の拡充(「特別事業再編計画」の認定要件の廃止及び繰延制度の恒久化等)。

(2) 今次感染症による企業業績の落ち込みに対処する税制措置の整備

① 欠損金の繰越控除制度

- 平成31年度(令和元年度)及び令和2年度発生**の欠損金を念頭に、業績動向を引き続き検証しつつ、少なくとも向こう数年間に**おいて、**控除上限を撤廃又は大幅に緩和すべき。**併せて、**控除期間を10年超とすることも選択肢の1つ。**

② 賃上げ・投資促進税制の延長・見直し

- 当該税制のあり方を見直すべきであり、延長を図るのであれば賃金増加に着目した適用要件について見直すことが重要。

2. 土地・住宅・都市税制

- ・**土地に係る固定資産税について、来年度評価替えにおいて、一定期間の課税標準の据置・負担調整措置の延長。**
- ・住宅ローン減税の控除期間の延長措置の適用期限の2年延長等。
- ・都市再生促進税制の延長。等

3. 自動車関係諸税

- ・**取得時に要する税負担の大幅な軽減。**
- ・**期限切れを迎えるエコカー減税の延長。**
- ・自動車重量税の「当分の間税率」の早急な廃止。

4. 国際課税

(1) 国際課税ルールの見直し

① 経済の電子化に伴う課税のあり方

- 各国の一国主義的な課税の広がり懸念。**包摂的枠組におけるグローバルな合意形成を支持。**
- ・**第1の柱(利益配分ルール)**は、**適用対象を絞り込み、市場国への追加的な利益配分は控えめな水準とすべき。**また、対象利益のセグメンテーションを含め、申告・納付の負担が少ない**簡素な制度**とし、早期の税の安定性プロセス、強力な紛争解決メカニズムを導入すべき。
- ・**第2の柱(ミニマム課税)**は、制度趣旨を明確化した上で、**閾値の設定や計算の簡素化等、事務負担軽減に十分配慮するとともに能動的所得**は一定の簡素な算式により**除外。**

② 国別報告事項(CbCR)の2020年のレビューでは、国ごと記載方式及び合計データ方式を維持すべき。

③ 経済の落ち込みを踏まえた臨時的移転価格ガイドラインの整備及び執行等

(2) 国内法改正

- CFC 税制について、簡素化による事務負担の軽減や、受動的所得/合算所得の範囲の適正化等を行うべき。等

(3) 租税条約

- 租税条約の締結・改定の推進。外国居住の執行役への役員報酬に対する二重課税の排除に向けた所要の措置。 等

5. 地方税

- ・**電気・ガス供給業に係る法人事業税収入割の見直し。**
- ・法人事業税における外形標準課税の簡素化及び負担軽減。
- ・地方法人所得課税のあり方を見直し。
- ・事業所税の整理・統合。

6. 期限切れ租特の延長等

- ・外航船舶の特別償却制度及び国際船舶に係る固定資産税特例の延長等。
- ・地域未来投資促進税制の延長・拡充。
- ・原料用途免税の本則非課税化。
- ・火災保険等に係る異常危険準備金の洗替保証率の引き上げ。 等

7. 消費税

- ・**転嫁対策特別措置法の期限切れに伴う所要の措置**(総額表示義務の再開が不可避な場合の事業者の実務負担増に配慮した経過措置等)。
- ・インボイス制度の導入に伴う所要の措置(端数計算について、事業者の実態を踏まえた見直しを行う等の所要の措置)。

8. 環境・エネルギー税制

- ・**イノベーションを通じた脱炭素社会の実現に資する税制措置**
- 地球温暖化対策税は廃止を含め抜本的に見直し/新たな炭素税の導入等の具体的な議論を始める段階にはない。
- ・石油関係諸税の消費税とのTax on Taxの速やかな解消、当分の間税率の廃止。

9. 金融・証券・保険税制

- ・NISA 制度の拡充(制度期限及び非課税保有期間の恒久化等)。
- ・教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長。
- ・生命保険料控除制度の拡充。 等

10. 年金税制

- ・**公平で分かりやすい、企業年金制度の普及・拡大に資する見直し**の検討を進めるべき。
- ・退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止。
- ・確定拠出年金制度の拡充。